

## 上三川町消費生活センターを役場3階 産業振興課内に開設します

～4月1日より専門の相談員による消費生活相談を開始します。～

契約や取引に関する消費者トラブルに対応するために「消費者契約法」や「特定商取引に関する法律」など、さまざまな法律が定められています。消費生活センターではこれらの法律に基づいて、助言やあっせんなどを行い、問題解決のための手助けをします。

具体的な対処方法は、発生したトラブルの内容や状況によって異なります。ですので、相談の際には契約書や申込書などの関係書類をご持参ください。「このようなトラブルにあってはどうしたらいいのか」などについて専門の相談員が対応します。

相談は無料で、秘密は堅く守ります。電話、来所どちらでもかまいませんので、疑問や不安がある時には、迷わず、早めにご相談ください。市民の消費者被害の防止、安全の確保のため更なる安全・安心を目指していきます。

### こんなときはおまへへご相談ください

- ◎悪質商法の被害にあったとき
  - ◎契約や取引に関するトラブルに巻き込まれたとき
  - ◎取引内容に不審な点があるとき
  - ◎複数の金融業者からお金を借りて、支払い困難になってしまったとき
  - ◎商品を使用し、それ起因すると思われる事故が起こったとき
  - ◎商品やサービスの品質や安全性に疑問を感じたとき
- なまじや、お気軽にご相談ください。

▼相談日時＝月～金曜日（祝日・年末年始を除く）

午前9時～正午、午後1時～4時

▼相談場所＝役場3階産業振興課内 上三川町消費生活センター

▼問い合わせ先＝産業振興課 商工振興係

☎ 9150

【花粉症の予防方法】風の強い晴れた日は、外出を控えめにしましょう。（特に、昼前から午後3時頃までが飛散のピーク）

## 統計調査員になりませんか！

### ◎統計調査とは

統計調査といえば「国勢調査」がまず思い浮かびますが、その他にも国が実施する統計調査は数多くあり、毎年おおむね2から3種類の統計調査が行われています。統計は、世の中のすがたを正確に表し、私たちの暮らしをよくするための方角性を見極める基礎となります。この各種統計調査の調査対象を訪問して調査票を配布・回収していただく方を、統計調査員といい、統計調査事務の最も重要な部分を担っていただくこととなります。

### ◎調査員のついで

説明会に出席

← 調査票の配付および回収

← 調査票の点検整理

← 県や町に提出

### ◎統計調査員に登録できる方

年齢20歳以上で、知り得た事柄を漏らさず守秘義務を遵守し誠実に仕事に取り組んでいただけの方で、税務・警察・選挙に直接関係のない方。

### ◎調査員の身分と報酬

調査のたびに、国や県が任命する非常勤の公務員となります。任命期間は、統計調査ごとに2ヶ月程度です。調査活動中に災害にあった場合には、公務災害が適用されます。調査の内

容、受け持ちの件数などにより報酬が支払われます。

### ◎その他

調査の実施数や規模は、その年によって異なります。統計調査員として登録していただいた方には、調査のあたるたびに調査実施の1～2ヶ月程度前に、調査従事のご都合をお聞きします。条件が合えば統計調査に従事していただけます。

### ◎募集期間

随時

### ◎登録方法

統計調査員希望者登録カード（企画課窓口）に所定の事項をご記入いただき登録してください。

▼問い合わせ先＝

企画課 情報広報係

☎ 9117